

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設業法等の一部改正を踏まえ、請負代金内訳書に明示する項目を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年六月一日